

契約の概要について記載した書面

警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示

必要書類の内容及び使用に関する事項。施設警備業務。書面の交付。

	項目	内容
1	警備業者氏名又は、住所および電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名	富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明 鳥取県鳥取市商栄町 405 番地 1 〒680-0912 Tel:0857-39-0661 Fax:0857-29-3258
2	警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
3	警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
4	警備業務対象施設の名称及び所在地	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
5	警備員の人数及び担当業務	当該警備業務実施にあたり、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
6	警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者。警備員指導教育責任者、施設警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者。
7	警備員が用いる服装	弊社所定の制服(公安委員会届出済み)
8	使用する機器又は各種資機材	警備業務用車両、無線機、携帯電話、警戒棒等
9	鍵の管理に関する事項	預かった鍵を警備室にて保管し、「鍵授受簿」に記載の上貸出する。
10	盗難等の事故発生時の措置	「警備計画書」に基づき措置を行うとともに、「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行う。
11	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
12	警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
13	支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
14	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、全ての警備業務を弊社にて実施する。
15	免責に関する事項	①天変地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されないために発生した損害、警備上必要とする開閉扉の鍵を弊社が預託されないことに起因した損害など。
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責に帰すべき損害について、警備業務賠償責任保険に基づき、対人6億円、対物4億円を限度として賠償する。但し、1事故につき総額10億円までとする。
17	契約の更新に関する事項	契約期間満了の60日前までに御社又は弊社からの文章による特段の意思表示がないときは、同一条件をもって1年間延長し、その後も同様とする。
18	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
19	契約の解除に関する事項	天変地変、その他弊社が警備業務を継続できない状況に至ったとき。
20	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、業務部 TEL(0857)39-0661
21	特約事項	特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。

【警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示について】

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しておりますので、提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。

契約前書類・請負契約書・契約後書類で上記内容と同じ事項については省略し、別紙で必要となる書類に関しては提出します。

契約の概要について記載した書面

警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示
必要書類の内容及び使用に関する事項。交通警備業務。書面の交付。

	項目	内容
1	警備業者氏名又は、住所および電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名	富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明 鳥取県鳥取市商栄町 405 番地 1 〒680-0912 Tel:0857-39-0661 Fax:0857-29-3258
2	警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
3	警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
4	警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
5	警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
6	警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者。交通誘導警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者。
7	警備員が用いる服装	弊社所定の制服(公安委員会届出済み)
8	使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗(紅白)、誘導灯、警笛
9	負傷等の事故発生時の措置	「警備計画書」に基づき措置を行うとともに、「緊急連絡先一覧」に基づき必要な連絡を行う。
10	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
11	警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
12	支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
13	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、全ての警備業務を弊社にて実施する。
14	免責に関する事項	①天変地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されないために発生した損害。
15	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責に帰すべき損害について、警備業務賠償責任保険に基づき、対人6億円、対物4億円を限度として賠償する。但し、1事故につき総額10億円までとする。
16	契約の更新に関する事項	工事期間が延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
17	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
18	契約の解除に関する事項	その都度協議して決定する。
19	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、交通誘導部 TEL(0857)39-0661
20	特約事項	特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。

【警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示について】

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しておりますので、提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。

契約前書類・請負契約書・契約後書類で上記内容と同じ事項については省略し、別紙で必要となる書類に関しては提出します。

契約の概要について記載した書面

警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示
必要書類の内容及び使用に関する事項。機械警備業務。書面の交付。

	項目	内容
1	警備業者氏名又は、住所および電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名	富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明 鳥取県鳥取市商栄町 405 番地 1 〒680-0912 Tel:0857-39-0661 Fax:0857-29-3258
1	警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
2	警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
4	警備員の人数及び担当業務	基地局 11名、待機所 - 名（状況により増員）
5	警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者。機械警備業務管理者、警備員指導教育責任者、防犯設備士、施設警備業務2級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する者。
6	警備員が用いる服装	弊社所定の制服(公安委員会届出済み)
7	使用する機器又は各種資機材	警備業務用車両、無線機、携帯電話、警戒棒等
8	鍵の管理に関する事項	受領した鍵は、弊社において施錠可能な場所に保管し、警備員が出勤等で携帯する場合には、リヤ等を使用して身体から離れないようにする。
9	基地局及び待機所の所在地	基地局 鳥取市商栄町 405 番地 1 富士総合警備保障株式会社 待機所 鳥取市商栄町 405 番地 1 地内
10	機器設置場所及び種類その他機械警備業務用機械装置の概要	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
11	待機所から警備業務対象施設までの路程、又は到着までに通常要する時間	25 分以内に到着
12	送信機器の維持管理の方法	適宜保守点検を行い、万一警報機器の作動に異常を認めたときは、遅滞なく補修、交換等の措置を講ずる。
13	盗難等の事故発生時の措置	「警備計画書」に基づき措置を行い、「緊急連絡先」に基づき必要な連絡を行う。
14	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	弊社は事件、事故が起こった際、「警備報告書」を作成し、その状況を報告する。また、異常信号受信等の為出勤し、建物等へ立ち入りした場合には、その都度「立入報告書」を作成し、報告する。
15	警備料金・その他の費用	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
16	支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
17	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、全ての警備業務を弊社にて実施する。
18	免責に関する事項	①天変地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されないために発生した損害、警備上必要とする開閉扉の鍵を弊社が預託されないことに起因した損害など。
19	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責に帰すべき損害について、警備業務賠償責任保険に基づき、対人6億円、対物4億円を限度として賠償する。但し、1事故につき総額10億円までとする。
20	契約の更新に関する事項	契約期間満了の3カ月前までに御社又は弊社からの文章による特段の意思表示がないときは、同一条件をもって1年間延長し、その後も同様とする。

21	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
22	契約の解除に関する事項	天変地変、その他弊社が警備業務を継続できない状況に至ったとき。
23	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、機械警備部 TEL(0857)27-1277
24	特約事項	警備業務用機械装置の機能及び設置場所に関する秘密の保持

【警備契約内容書（契約前）及び警備契約内容書（契約後）書類並びに警備契約の内容の表示について】

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しておりますので、提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。

契約前書類・請負契約書・契約後書類で上記内容と同じ事項については省略し、別紙で必要となる書類に関しては提出します。